

工事請負随意契約結果(特名随意契約)

大阪市立総合医療センター

No.	案件名称	契約の種類	契約の相手方	契約金額(円) (税込)	契約日	WTO	随意契約理由	備考
1	総合医療センターボイラ付属設備整備工事	諸設備工事	株式会社高尾鉄工所	6,930,000	平成25年9月12日	-	その性質又は目的が競争入札に適しないもの	
2	総合医療センター自動扉部分更新工事	諸設備工事	ナブコドア株式会社	4,284,000	平成25年10月25日	-	その性質又は目的が競争入札に適しないもの	
3	大阪市立総合医療センター駐車場駐車管制設備改修工事	諸設備工事	株式会社富士ダイナミクス	20,689,200	平成25年10月25日	-	その性質又は目的が競争入札に適しないもの	
4	総合医療センターロータリードラム式ゴミ貯留排出装置整備工事	諸設備工事	富士車輛(株)	3,874,500	平成25年11月5日	-	その性質又は目的が競争入札に適しないもの	
5	総合医療センター昇降機長周期地震動対策他改修工事	諸設備工事	東芝エレベーター株式会社	19,299,000	平成25年12月2日	-	その性質又は目的が競争入札に適しないもの	
6	総合医療センター蒸気吸収式冷凍機整備工事	給排水衛生 冷暖房工事	パナソニックES産機システム株式会社	6,972,000	平成25年12月10日	-	その性質又は目的が競争入札に適しないもの	
7	総合医療センター医療ガス設備整備工事	諸設備工事	株式会社エフエスユニ	6,090,000	平成26年1月10日	-	その性質又は目的が競争入札に適しないもの	
8	総合医療センターヘリポート用昇降設備整備工事	諸設備工事	三精輸送機株式会社	6,615,000	平成26年1月10日	-	その性質又は目的が競争入札に適しないもの	

※ 上記結果は、2名以上の者から見積書を徴する方式(いわゆる比較見積)によらない場合です。

## 随 意 契 約 理 由 書

### 1 案件名称

総合医療センターボイラ及び付属設備整備工事

### 2 契約の相手方

株式会社高尾鉄工所

豊中市島江町1-3-29 TEL 06-6332-5755

### 3 随意契約理由

本ボイラ及び付属設備は平成5年12月に株式会社高尾鉄工所が独自の技術・設計により、一括責任施工で竣工したものである。

整備については本設備特有の構造、機器、取替部品に加え整備方法等総合的に十分把握した上で行わなければならない。

このような条件を満たすためには、本設備を施工した会社以外では整備技術面の対応が不可能であり、既設機器と密接不可分の関係から、既存機器等に著しく支障が生じる恐れがあること、また、整備後の性能、作動状態、耐寿命に対して保証することが出来ないことから、本設備の整備が出来る業者は株式会社高尾鉄工所のみである。

上記の理由により、株式会社高尾鉄工所を選定する。

### 4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14 第1項第2号

### 5 担当部署

病院局総務部総務課（施設管理）（電話番号 06-6929-3671）

## 随意契約理由書

### 1. 工事名称

総合医療センター自動扉部分更新工事

### 2. 契約相手方

所在地：大阪市西区西本町1丁目12番22号

名称：ナブコドア株式会社

### 3. 随意契約理由

本件は、大阪市立総合医療センターに設置されている自動扉の主要部分の更新を行うものである。

本院には約90台の自動扉が設置され、衛生及び患者サービスに寄与している。これらを良好な状態に維持するためには、計画的かつ定期的に老朽化した部品の更新が必要である。

本工事の自動ドア装置の更新を行うためには未更新部分の規格と整合する必要がある、これら規格は自動ドア製作会社独自のものである。

そのため、既設自動ドア装置の製作会社であるナブテスコ株式会社製の規格を採用する必要があり、上記製作会社の西日本地区における唯一の代理店であるナブコドア株式会社以外では施工する能力を有しないので、上記業者と随意契約方を依頼します。

(地方公営企業法施行令第二十一条の十四第1項第二号に該当)

## 随意契約理由書

## 1 工事名称

大阪市立総合医療センター駐車場駐車管制設備改修工事

## 2 契約の相手方

株式会社富士ダイナミクス

## 3 随意契約理由

本工事は、大阪市立総合医療センター駐車場において、経年劣化により不具合の生じた駐車管制設備のうち駐車管制盤などの管制システム機器について改修を行うものである。

駐車管制設備は、「管制システム機器」及び「駐車料金徴収システム機器」などを集中制御しており、ハード・ソフト共に株式会社富士ダイナミクスが独自の技術をもって設計及び製作等をしているものである。また、その仕様については一切開示していない。

また、大阪市立総合医療センター駐車場を営業しながらこの改修作業を行うため、作業時に問題が発生した場合の責任の所在を明確にし、改修後の機能について責任の一貫性を持たせる必要がある。

以上のことから、大阪市立総合医療センター駐車場の駐車管制設備に係るシステム設計の構築・納入・保守メンテナンスの一連すべてに対応できる唯一の事業者である株式会社富士ダイナミクスと契約を締結するものである。

## 4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

## 5 担当部署

病院局 企画部 会計課（契約管財）（電話番号 06-6929-3605）

## 随 意 契 約 理 由 書

### 1 案件名称

総合医療センターロータリードラム式ゴミ貯留排出装置整備工事

### 2 契約の相手方

富士車輛株式会社

大阪市淀川区田川三丁目10-2 TEL 06-6838-9411 担当者 小畑

### 3 随意契約理由

本ロータリードラム式ゴミ貯留排出装置は平成5年12月に富士車輛株式会社が独自の技術・設計により、一括責任施工で竣工したものである。

整備については本設備特有の構造、機器、取替部品に加え整備方法等総合的に十分把握した上で行わなければならない。

このような条件を満たすためには、本設備を施工した会社以外では整備技術面の対応が不可能であり、既設機器と密接不可分の関係から、既存機器等に著しく支障が生じる恐れがあること、また、整備後の性能、作動状態、耐寿命に対して保障することが出来ないことから、本設備の整備が出来る業者は富士車輛株式会社のみである。

上記の理由により、富士車輛株式会社を選定する。

### 4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14 第1項第2号

### 5 担当部署

病院局総務部総務課（施設管理） （電話番号 06-6929-3671）

## 随 意 契 約 理 由 書

## 1 案件名称

総合医療センター昇降機 長周期地震動対策他 改修工事

## 2 契約の相手方

東芝エレベータ株式会社

## 3 随意契約理由

本工事は、東芝エレベータ株式会社の製作・施工により、大阪市立総合医療センターに設置された昇降機の改修工事を行うものである。

同昇降機の耐震対策及びカゴ内ベンチの取り付けを行うにあたっては、既設昇降機的设计値から対策部品の形状、取付位置・方法等の設定や制御装置の設定値の調整を要することなど、製造者独自のノウハウが必須となる。

来院者・入院者の利便性を確保しながら、的確で安全な昇降機装置の改修を行なうには、各装置の役割・構造・動作など製造者しか知りえない独自の知識や技術が必要であり、その知識や技術を熟知している唯一の業者である東芝エレベータ株式会社と契約を締結する。

## 4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14 第1項第2号

## 5 担当部署

病院局総務部総務課（施設管理） （電話番号 06-6929-3264）

## 随 意 契 約 理 由 書

## 1 案件名称

総合医療センター蒸気吸収式冷凍機整備工事

## 2 契約の相手方

パナソニック E S 産機システム株式会社

大阪府中央区博労町 1 - 3 - 1 0 TEL 06-6125-2617

## 3 随意契約理由

本蒸気吸収式冷凍機は平成 5 年 1 2 月にパナソニック E S 産機システム株式会社独自の技術・設計により、一括責任施工で竣工したものである。

整備については本設備特有の構造、機器、取替部品に加え整備方法等総合的に十分把握した上で行わなければならない。

このような条件を満たすためには、本設備を施工した会社以外では整備技術面の対応が不可能であり、既設機器と密接不可分の関係から、既存機器等に著しく支障が生じる恐れがあること、また、整備後の性能、作動状態、耐寿命に対して保障することが出来ないことから、本機器の整備が出来る業者はパナソニック E S 産機システム株式会社のみである。

上記の理由により、パナソニック E S 産機システム株式会社を選定する。

## 4 根拠法令

地方公営企業法施行令第 2 1 条の 1 4 第 1 項第 2 号

## 5 担当部署

病院局総務部総務課（施設管理）（電話番号 06-6929-3671）

## 随 意 契 約 理 由 書

### 1 案件名称

総合医療センター医療ガス設備整備工事

### 2 契約の相手方

株式会社エフエスユニ

吹田市江の木町 2 7 - 1 5 TEL 06-6310-6780

### 3 随意契約理由

本医療ガス設備およびシステムはセントラルユニ株式会社が独自の技術により設計並びにシステム構築し、製作されたもので他社による整備は不可能である。

上記の理由により、セントラルユニ株式会社を選定する。

なお、本設備の整備等に関しては株式会社エフエスユニが保守整備等唯一の代理店である。

### 4 根拠法令

地方公営企業法施行令第 2 1 条の 1 4 第 1 項第 2 号

### 5 担当部署

病院局総務部総務課（施設管理）（電話番号 06-6929-3671）

## 随 意 契 約 理 由 書

### 1 案件名称

総合医療センターヘリポート用昇降設備整備工事

### 2 契約の相手方

三精輸送機株式会社

吹田市江坂町1-13-18 TEL 06-6385-5628

### 3 随意契約理由

本昇降設備は平成5年12月に三精輸送機株式会社が独自の技術・設計により、一括責任施工で竣工したものである。

整備については本設備特有の構造、機器、取替部品に加え整備方法等総合的に十分把握した上で行わなければならない。

このような条件を満たすためには、本設備を施工した会社以外では整備技術面の対応が不可能であり、既設機器と密接不可分の関係から、既存機器等に著しく支障が生じる恐れがあること、また、整備後の性能、作動状態、耐寿命に対して保証することが出来ないことから、本設備の整備が出来る業者は三精輸送機株式会社のみである。

上記の理由により、三精輸送機株式会社を選定する。

### 4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14 第1項第2号

### 5 担当部署

病院局総務部総務課（施設管理） （電話番号 06-6929-3671）